

建築物等での木材利用促進

ー ウッド・チェンジのすすめ ー

(前) 林野庁木材利用課長 小 島 裕 章

1. はじめに

令和2年10月、政府は、2050年までに脱炭素社会を実現し、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指す「2050年カーボンニュートラル宣言」を発表し、令和3年10月には、「地球温暖化対策計画」が閣議決定された。その後、脱炭素社会の実現に向けた取組が官民間問わず加速化している。

森林はCO₂の吸収源として、地球温暖化防止に貢献しているが、スギなどの人工林のうち半分が植えてから50年を超えるなど高齢化が進む中、森林による吸収量は減少傾向で推移しており、現在、吸収量の確保・強化に向けては、「伐って、使って、植えて、育てる」といった森林資源の循環利用を進めることで、吸収作用が高い成長の旺盛な若い森林を増やしつつ、木材の炭素貯蔵効果を発揮させていくことが重要となっている。また、製造時等のエネルギー消費が比較的少ない資材である木材の利用を拡大することで、排出量の削減にも寄与し、カーボンニュートラルに貢献するものである(図-1)。

令和5年4月に開催されたG7気候・エネルギー・環境大臣会合の成果文書において、建設分野の脱炭素化に関し、木材を含む持続可能な低炭素材料の使用を向上させることが重要である旨が明記され、また、同大臣会合や5月のG7広島サミットの首脳レベルの成果文書において、持続可能な森林経営に加え、持続可能な木材利用の促進にコミットすることなどが合意されたところである。このように、カーボンニュートラル等を背景として、世界的にも木材利用に対して強い関心と期待が寄せられていると言える。

(※) 林野庁HPにG7の成果文書(森林・木材関連)を掲載

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/boutai/yunyuu/g7g20document.html>

2. 林野庁としての取組

林野庁では、令和3年6月に改定された「森林・林業基本計画」において、森林資源の適正な管理・利用や都市等における「第2の森林」づくりなど5本の施策の柱を掲げ、2050年カーボンニュートラルを見据えた社会経済を実現するための取組を進めている。

また、森林・林業基本計画と同時期に、平成22年制定の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が改正され、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(通称「都市(まち)の木造化推進法」)として令和3年10月に施行された。これにより、公共建築物のみならず民間建築物を含む建築物一般においても更なる木材利用促進に取り組むこととされた。

ここ数年、林野庁では、建築物を木造化・木質化する、身の回りのものを木に変え

る、木を暮らしに取り入れるなど、木材の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動を「ウッド・チェンジ」(※)という合言葉で呼び、この合言葉の下、木材利用の普及啓発、建築物の木材利用促進に取り組んでいる。

(※)「ウッド・チェンジ」ロゴマークは、その趣旨に賛同し、林野庁ホームページで申請いただければ、無料で使用が可能

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/>



本稿では、平成22年以降の公共建築物での木材利用促進の取組や現状、都市の木造化推進法の概要、最近の中大規模の木造建築物の建設の状況、更なる木材利用促進に向けた林野庁における近年の取組について紹介する。



図-1 森林吸収源対策の推進によるカーボンニュートラルへの貢献

3. 「公共建築物等木材利用促進法」(平成22年制定)に基づく公共建築物の木造化・木質化の進展

この法律は、戦後植林された森林資源が本格的な利用期を迎える中、木材の利用を促進することが地球温暖化防止や循環型社会の形成等に貢献することから、木造率が低く、潜在的な木材需要が期待できる公共建築物において、国や地方公共団体等が率先して木材利用に取り組むことを目的として、平成22年に制定された。

本法に基づき、農林水産省および国土交通省は、公共建築物における木材利用に関する基本方針を策定し、「公共建築物については可能な限り木造化や内装等の木質化を図る」とこととした。それを踏まえ、各省庁等がそれぞれ木材利用促進計画を策定し、政府一体となって、公共建築物における木材利用の促進に取り組んできた。地方公共団体においても、全ての都道府県とほとんどの市町村で木材利用方針が策定され、公共建築物の木造化・木質化が進められてきた。

また、本法制定以降、CLT(直交集成板)などの強度に優れた建築用木材や木質耐火部材等の技術開発、木造建築構法や耐火性能等の技術革新が行われるとともに、木造建築物の防耐火等に係る基準の合理化等により、建築物における木材を利用するための制度的な環境整備も進められてきた。

これらの取組を背景として、公共建築物の床面積ベースの木造率は、法律制定時(平成22年度)の8.3%から、令和3年度には13.2%に上昇し、基本方針において積極的に木造化を促進するとした低層(3階建て以下)の公共建築物に限ると、平成22年度の17.9%から、令和3年度には29.4%に上昇している。

4. 法改正の背景

公共建築物の木造化等については、一定の成果を挙げてきたが、非住宅分野や中高層建築物全体の木造率は低位にとどまっている(図-2)。このような中、近年、2050年カーボンニュートラルや持続可能な開発目標(SDGs)を背景として、環境にやさしい素材である木材の利用の機運が高まってきたところであり、平成30年11月の全国知事会における「国産材活用プロジェクトチーム」、令和元

年11月の経済同友会における「木材利用推進全国会議」の設立といった動きも見られた。

林野庁においても、民間建築物での木材利用を促進するため、平成31年から、建設事業者、設計事業者や建築物の施主となる企業(需要者)によるネットワーク(「ウッド・チェンジ・ネットワーク」)を立ち上げ、需要側から見た木材利用を進める上での課題・条件の整理、建築物への木材利用方策の検討、木材供給者への条件の提示等、マーケットインの発想による建築物等への木材利用を促進するための取組を進めてきた。

こうした機運の高まりや先に述べた耐火等に係る技術の進展なども受けて、一部の民間建築物でも木造化等の取組が見られるようになった。例えば、ファストフード店で新規出店や改装時に木造建築への切り替えが行われるとともに外装での木材利用が進められ、また、木造と鉄筋コンクリートによる12階建てハイブリット構造の企業向け賃貸住宅が建てられるなど、これまで木材があまり利用されてこなかった民間事業者による建築物での木材利用の事例が増えてきている。

このような動きがある中で、公共建築物だけでなく、民間建築物を含む建築物一般での木材利用を促進するため、令和3年に法改正が行われることとなった。

5. 都市の木造化推進法のポイント

令和3年の法改正では、公共建築物だけでなく民間建築物を含む建築物一般での木材利用を促進するため、法律の目的

が明確化されるとともに、施策の拡充や施策の実施体制の強化が図られた。主な改正のポイントは以下のとおりである。

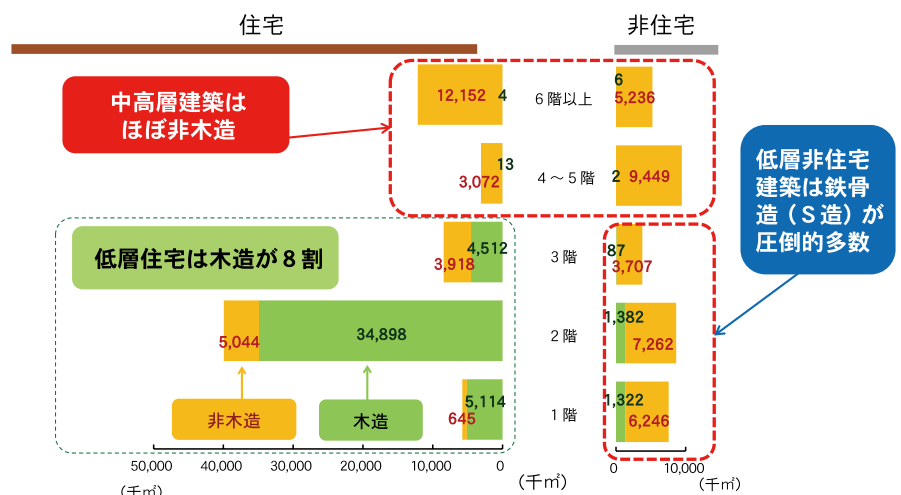
(1) 法律の題名・目的の見直し、基本理念の新設

地球温暖化対策の強化が求められる中で、法律の題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改められ、法律の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」が明示された。

また、木材利用の促進に関する基本理念として、木材の利用促進は、森林の循環利用を通じて、森林の二酸化炭素吸収作用の強化が図られること、化石資源の代替材料として二酸化炭素の排出抑制その他環境負荷の低減が図られること、森林の多面的機能の発揮や地域経済の活性化への貢献に資することを旨として行わなければならないことが新たに位置づけられた。

(2) 木材利用促進本部の創設

政府の推進体制として、新たに、農林水産大臣を本部長とし、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣および環境大臣を本部員とする「木材利用促進本部」が設置され、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針の策定等について、同本部が行うこととされた。令和5年2月には、建築物での木材利用に取り組みやすくなる環境づくりの一環として、同本部の事務局に、国が実施する建築物の木造化等に対する支援事業を一元的に案内する窓口「建築物の



注：住宅とは居住専用建築物、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、非住宅とはこれら以外をまとめたものとした。
資料：国土交通省「建築着工統計」(2022年)より林野庁作成

図-2 構造別・階層別・用途別の着工建築物の床面積(2022年)

木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」も開設した。

（3）基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般へ拡大

従来の基本方針は公共建築物を対象としていたが、民間建築物を含む建築物一般に対象が拡大された。新たな基本方針（「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日策定））では、建築物での木材利用の促進に必要な施策の方向性を規定するとともに、民間建築物への木材利用促進を図るためには、公共建築物が更なる率先垂範を示すことが重要であることから、積極的に木造化を促進する対象を低層の公共建築物からすべての公共建築物へと拡大した。特に、国の公共建築物については、コストや技術の面で困難なものを除き、原則全て木造化することとしている。

（4）「建築物木材利用促進協定」制度の創設

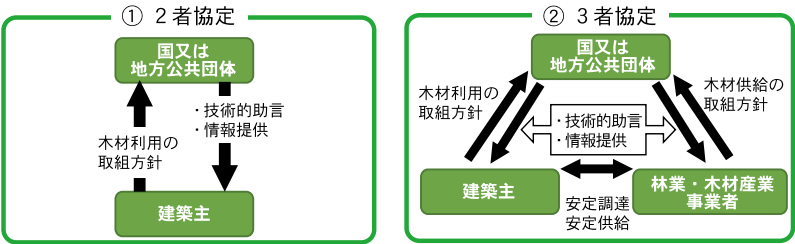
建築物における木材利用を促進するため、国や地方公共団体と事業者等が「建築物木材利用促進協定」を締結できる仕組みが新たに設けられた（図－3）。協定の内容は、事業者等による建築物木材利用促進構想およびその達成に向けた取組、国または地方公共団体による建築物木材利用促進構想の達成に資するための情報提供等その他支援に関する事項等となっている。

国は、協定締結内容等の公表を行うとともに、事業者等の木材利用の取組を促進するため、環境保全に対する寄与の程度の評価の実施や公表、必要な財政上の配慮その他の必要な支援を行うこととされており、地方公共団体においても、国に準じた措置を講ずるよう努めることとされている。

都市の木造化推進法の施行以降、協定の締結は着実に進んできており、国は、建築や木材関係の団体・事業者や小売事業者等との間で、令和5年6月5日時点で14件の協定を締結した（表－1）。

また、地方公共団体については、建築や木材関係の団体・事業者、教育機関、金融機関、スポーツ関係団体などの事業者等との間での協定の締結が進められており、令和5年5月末時点で林野庁が把握しているもので、計67件の協定が締結されている。

これら協定に基づく具体的な取組も始



図－3 建築物木材利用促進協定のイメージ

表－1 国との建築物木材利用促進協定の締結状況（令和5年6月5日時点）

	事業者	相手先	協定締結日
1	公益社団法人 日本建築士会連合会	国土交通省	令和3年11月20日
2	一般社団法人 全国木材組合連合会	農林水産省	令和4年3月9日
3	全国建設労働組合総連合	農林水産省 国土交通省	令和4年3月9日
4	野村不動産ホールディングス株式会社、ウイング株式会社	農林水産省	令和4年3月9日
5	株式会社アクト	農林水産省	令和4年3月9日
6	一般社団法人 JBN・全国工務店協会	農林水産省 国土交通省	令和4年5月31日
7	一般社団法人 日本木造耐火建築協会	農林水産省 国土交通省	令和4年5月31日
8	株式会社竹中工務店	農林水産省	令和4年6月10日
9	株式会社大林組、株式会社内外テクノス、大林新星不動産株式会社	農林水産省、経済産業省、環境省	令和5年2月3日
10	日本マクドナルド株式会社	農林水産省	令和5年2月10日
11	ナイス株式会社、ウッドファースト株式会社、ナイスプレカット株式会社、ナイスユニテック株式会社、菊地建設株式会社、YOUテレビ株式会社	農林水産省	令和5年5月9日
12	株式会社良品計画、株式会社MUJI HOUSE	農林水産省	令和5年5月31日
13	日本木材防腐工業組合	農林水産省	令和5年6月1日
14	一般社団法人 日本ウッドデザイン協会	農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	令和5年6月5日

まっており、令和4年12月末時点で、全国で計732件の建築物の木造化・木質化が行われ、約15,100㎡の木材が利用された。これによって、約9,600t-CO₂の炭素が貯蔵されたことになる。

今後、木材利用に関する協定が各地で締結され、地域における木材利用の取組が進むことが期待される。

（5）「木材利用促進の日」、「木材利用促進月間」の法定

国民の間に広く木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、漢字の「十」と「八」を組み合わせると「木」となることにちなみ、毎年10月8日が「木材利用促進の日」、10月が「木材利用促進月間」として法定された。国や地方公共団体、関連産業団体・企業が連携し、木材利用促進の日や木材利用促進月間を中心にさまざまな普及啓発の取組を展開している。

6. 「民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会」（ウッド・チェンジ協議会）

林野庁では、令和3年9月に、民間建築物における木材利用を促進するため、前述の「ウッド・チェンジ・ネットワーク」を発展させる形で、経済・建築・木材供給関係団体や地方団体など川上から川下までの関係者が一堂に会する官民協議会「民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会（ウッド・チェンジ協議会）」（令和5年6月時点の会員数：44団体・企業、1研究機関、6省）を立ち上げた。

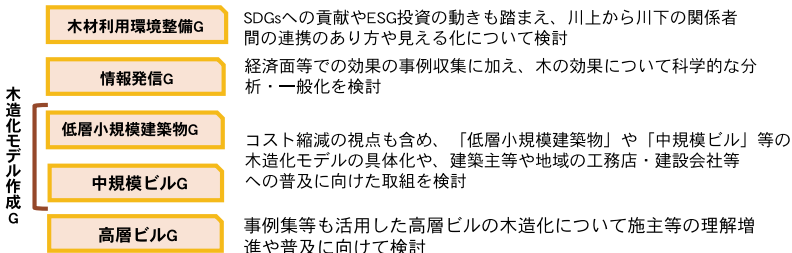
関係者間の連携やカーボンニュートラルへの貢献の「見える化」などを通じた木材利用促進に向けた環境整備、木造化・木質化のメリット等木材利用に関する情報の周知・発信、コスト縮減・経済合理的な木造化モデルの整備等といった課題を解決すべく、実務者からなる5つの小

- ・木材利用の促進に向けた課題の特定や解決策の検討、先進的な取組の発信、木材利用に関する情報共有を行うことにより、木材を利用しやすい環境づくりに取り組むことを目的に設立。
- ・課題ごとに5つの小グループを設置し、課題解決に向けた検討を実施。

構成員

- ・会長：隅 修三（東京海上日動火災保険株式会社相談役）
- ・団体・企業等、研究機関、関係省庁 計51（令和5年5月1日現在）

5つの小グループ



図－4 ウッド・チェンジ協議会の概要

都市等の「ウッド・チェンジ」に向けて ～木造化・木質化の普及資料～

林野庁が立ち上げた官民協議会「ウッド・チェンジ協議会」では、施主等向けに、建築物の木造・木質化の事例、木造建築物の標準モデル、木材利用の意義・メリット等をまとめた普及資料を作成し、公表しています。

低層小規模建築物の木造化*  地域の材料や加工・施工体制を活用して建築できる2階建ての事務所や、コンビニや飲食店など平屋や2階建ての小規模な店舗の木造モデル設計を提案。木造化の意義や木造建築物事例も多数紹介。建設事業者向けに木造化について、企画から施工までの進め方を整理した手引きも作成。	中規模ビルの木造化*  3階建て準耐火構造の事務所の木造化標準モデルの提案、延べ床面積3千㎡程度のオフィス設計をテーマとした3～7階建て木造ビルのモデル設計の提案、様々なタイプのホテルの木造化・木質化モデル案を紹介。	高層ビルの木造化  木造の技術面・制度面の発展を受けて、近年、徐々に増えてきた木造の高層ビル事例について、木造としたねらいや効果、技術的な工夫等とともに紹介。
内装での木材利用*  建築物の内装に木材を使った事例を紹介するとともに、建物のオーナー等から集めた木質化による効果の声、研究データ等もあわせて、木材を利用することによってどのような効果が期待できるかを用途別に整理。	川上から川下までの連携事例集  建築物での木材利用促進のための川上から川下までの連携事例について、建築物木材利用促進協定制度や森林環境譲与税による取組、ウッド・チェンジ協議会のメンバーによる取組等を紹介。	各資料は、林野庁HP「ウッド・チェンジ協議会」ページからダウンロードいただけます。 ウッド・チェンジ協議会 検索 ※林野庁補助事業を活用し、（公財）日本住宅・木材技術センターが作成。 ウッド・チェンジ協議会

図－5 木造化・木質化の普及資料

グループ（「木材利用環境整備グループ」「情報発信グループ」「低層小規模建築物グループ」「中規模ビルグループ」「高層ビルグループ」）を設けて検討を進めている（図－4）。

ウッド・チェンジ協議会については、令和5年6月5日の会合を含め、これまで第4回会合を開催し、各小グループでの検討の成果等についての発表・共有、各団体・企業のウッド・チェンジに向けた取組や木材利用促進月間中のイベント等の計画についての共有等を行ってきた。特に、小グループで作成した普及資料（※）は、建築主などの事業者が、店舗や事務所、ビルなどの建築物での木材利用を検討する際に参考にしていただくことを目的としたものである。これらの普及資料をご活用いただくことで、更なる木材利用に

つながっていくことを期待したい（図－5）。

（※）林野庁HPに掲載

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/wckyougikai.html>

7. 建築物での木材利用による環境への貢献の「見える化」

林野庁では、建築物の所有者や建設事業者が木材の炭素貯蔵効果を「見える化」して対外的にPRできるよう、炭素貯蔵量の計算方法や表示方法を示したガイドライン「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」を策定しており、民間事業者や行政における同ガイドラインの活用が進んでいる（図－6）。

また、前述のウッド・チェンジ協議会

の小グループでの検討を通じ、炭素貯蔵量をさらに伝わりやすい形で表示するため、一定の仮定の下、スギ人工林の面積・本数当たりの二酸化炭素蓄積量や、一世帯・一人当たりの二酸化炭素排出量と比較した値を自動的に計算できるよう整理したところである。皆様にもぜひご活用いただければと考えている。

（※）林野庁HPに掲載

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html>

このほか、ESG投資等における建築物への木材利用の評価に係る検討を進めるなど、民間企業が木材利用に取り組みやすい環境づくりに取り組んでいる。

8. 最近の中大規模の木造建築物の建設の状況

都市の木造化推進法が施行された令和3年度以降も、中大規模の木造建築物が多く建設され、そうした報道などを目にする機会が増えてきたと実感している。

民間建築物の事例としては、令和3年竣工では、東京都心の一等地に建設された木造と鉄骨造による12階建てハイブリット構造の商業テナントビル、地方都市の中心地に建設された7階建ての純木造ビルや11階建ての木造と鉄筋コンクリートのハイブリット構造のホテル、令和4年竣工では、11階建ての耐火構造の純木造建築物である自社研修施設など、中高層の木造建築物の竣工が続いている（上記6、図－5の普及資料参照）。

また、公共建築物についても、令和4年竣工の地上4階建ての木造と鉄筋コンクリート造とのハイブリットの市民会館や、地上3階建ての木造と鉄筋コンクリートとのハイブリットの学校、令和5年竣工の地上4階建ての木造の県営住宅（共同住宅）など、比較的規模の大きなさまざまな用途の建築物が木造で建てられている（下記9.の「中大規模木造公共建築物事例集」参照）。

今後とも、さまざまな用途において純木造や鉄筋コンクリートや鉄骨とのハイブリットの中大規模や非住宅の木造建築物の建設が進むことが期待される。

9. 建築物等における更なる木材利用の促進に向けて

国は、木材利用促進本部の関係省が中心となり、新基本方針に基づき、建築物に木材が利用しやすい環境づくりのため、木造建築物の設計および施工に係る先進

- 林野庁では令和3年10月に、建築物に利用した木材の炭素貯蔵量を国民や企業にわかりやすく表示するため、「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」を策定。
- 本ガイドラインを活用して、民間事業者において実際の建築物の炭素貯蔵量を算定した事例や、地方自治体において炭素貯蔵量を認証する制度が増えてきている。

MOCKION INAGI (モクシオン稲城)

＜炭素貯蔵量＞約740t-CO₂



▲モクシオン稲城の外観

- 三井ホーム株式会社が東京都稲城市に建設した、木造（一部RC造）5階建ての賃貸マンション。
- 信州カラマツによる2×10材を床根太として採用しているほか、三井不動産グループの保有林におけるトドマツ間伐材などを活用。
- 同社ウェブサイトでは、炭素貯蔵量の計算結果など、建築物を木造とすることによる環境負荷の低減の効果を発信。

流山市立おおぐろの森中学校

＜炭素貯蔵量＞約2,853t-CO₂



▲校内に掲示された炭素貯蔵量のサイン



中学校の外観▶

- 千葉県流山市に建設された、木造（一部RC造・S造）3階建ての中学校。
- 千葉県産スギと長野県信濃町産カラマツを使い、構造材を含めた大部分で地域材の使用を実現。
- 木材使用量と炭素貯蔵量の計算結果は、木製のサインで校内に掲示され、生徒に木材利用による地球温暖化防止への貢献を学ぶ機会を提供。

林野庁 中部森林管理局における庁舎

施設名	国産材使用量(m ³)	国産材の炭素貯蔵量(t-CO ₂)	木材全体の炭素貯蔵量(t-CO ₂)
富山森林管理庁舎	141	88	141
北信森林管理庁舎	110	81	110
岐阜森林管理庁舎	93	64	93
郡木重支庁庁舎	105	76	105
森林技術・支援センター庁舎	116	73	116
合計	565	382	565

▲炭素貯蔵量を公表した5庁舎（左表）の炭素貯蔵量の合計

※炭素貯蔵量を公表した5庁舎（左表）の炭素貯蔵量の合計

➢ 林野庁中部森林管理局は、2007年に以降に建築した森林管理署等の5庁舎の炭素貯蔵量を算定し、2022年9月に公表。



▲森林技術・支援センター庁舎の外観(左)と内観(右)

とっとりカーボンストレージ認証制度

＜炭素貯蔵量＞約87t-CO₂

※これまで認証された県産材の二酸化炭素固定量の合計(2022.9.15時点)



▲認定書（県特産の因州和紙製）

- 鳥取県は、非住宅建築物への県産材の利用促進と、県産材利用が地球温暖化防止に貢献していることの普及・啓発を目的として、ガイドラインを活用し、非住宅建築物への県産材利用による二酸化炭素固定量（炭素貯蔵量）を評価・認証する制度を実施。
- 認定された建築主には、県産材を利用した施設のPRや、建築主のCSR（企業の社会的責任）・SDGs（持続可能な開発目標）活動の証となる認定書を交付。

中大規模木造建築の事例を提供するウェブサイト「中大規模木造建築データベース」（公益財団法人日本住宅・木材技術センター）において、建築物の炭素貯蔵量を公開。

図－6 建築物での木材利用による炭素貯蔵量の表示例

的な技術の普及の促進、規制の在り方の検討、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保等の取組を進めていくこととしている。

特に、公共建築物での木材利用については、民間建築物での取組を牽引すべく、新基本方針に基づいて、建物の規模に関係なく木造化を前提として計画を検討することなどにより、より一層木材利用を進めていく必要がある。このため、林野庁では、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・木質化を支援するとともに、令和4年10月には、都道府県等の協力を得て、「中大規模木造公共建築物事例集」(※)を取りまとめて公表したところである。こうした先進事例の発信等も通じて、国自らが整備する建築物での木材利用はもとより、地方公共団体等での取組も後押ししていきたいと考えている。

(※) 林野庁HPに掲載

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/zirei_sankou/index.html

また、民間建築物の木材利用については、(ア) 建築物木材利用促進協定制度的周知や活用の働きかけ、(イ) 木材利用促進月間を中心とした普及啓発の取組の推進、(ウ) 木材を活用した優良な施設等に対する表彰である「木材利用優良施設等コンクール」や木の良さや価値を

再発見できる施設・製品や取組を消費者目線で評価し表彰する「ウッドデザイン賞」への農林水産大臣賞の交付等による支援、(エ) ウッド・チェンジ協議会を通じた、川上から川下までの関係者が連携した木材利用しやすい環境づくり、(オ) 民間建築物での木材利用を促進するための補助制度等による支援などを通じて促進していく考えである。

令和5年3月には、林野庁は、森林資源の循環利用の意義について多くの国民の皆さまに理解を深めていただく活動の一環として、漫画「サザエさん」の著作権を有する長谷川町子美術館との間で「森林資源の循環利用促進のための普及啓発活動等に係る覚書」を締結させていただいた。今後は、サザエさん一家の協力も得て、森林資源の循環利用に関する情報発信に取り組んでいくこととしている。

(※) 林野庁HPに掲載

https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/kouhou/230413_4.html

こうした取組を通じ、一戸建ての住宅だけでなく、事務所などの商業施設や中高層の建築物、家具や日用品についても木材利用が当たり前となる世界を目指し、「ウッド・チェンジ」を合言葉として、木材利用を積極的に促進していきたいと考えている。

10. おわりに

木材利用を進めていくに当たっては、持続可能性への配慮も含め、きちんとした木材を使っていくことが極めて重要である。その一環として、政府として、合法伐採木材等の流通および利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）の改正法案を先の通常国会に提出し、4月26日に可決・成立、5月8日に公布されたところである。改正法は2年後の令和7年春の施行を見込んでおり、こうした仕組みも活用し、わが国の市場に流通する木材のすべてを合法性が確認された木材とすることを目指して取り組んでいく考えである。木材を供給する側、需要する側のすべての関係者の皆様におかれても、ぜひ「クリーンウッド」での「ウッド・チェンジ」に取り組んでいただきたい。(※) クリーンウッド法改正の内容については林野庁HPに掲載

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html>